

多摩市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

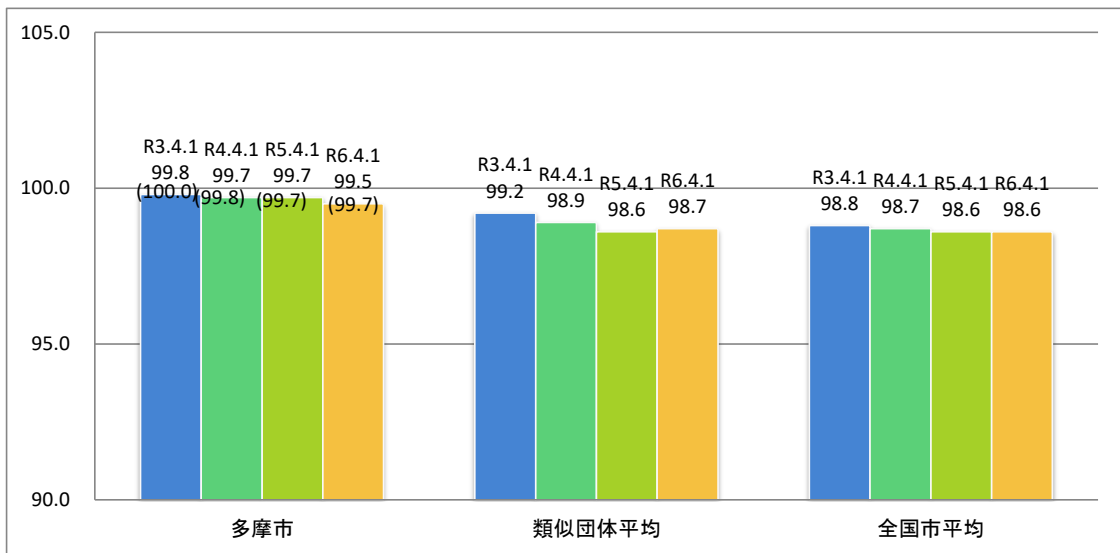
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
5 年度	人 147,776	千円 61,699,066	千円 2,249,566	千円 8,210,853	% 13.3	% 11.9

(2) 職員給与費の状況（令和5年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5 年度	人 775	千円 2,785,644	千円 1,007,395	千円 1,268,000	千円 5,061,039	千円 6,530	千円 6,361

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。
多摩市の実施状況についてはア～エのとおり。

① 給料表の見直し

〔実施 未実施〕

実施内容（平均引き下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合にはその理由））

（給料表の改定時期）平成27年4月1日
（内容）東京都人事委員会勧告に基づき、民間賃金と給与水準の均衡を図るために、平均1.7%引下げを行なった。
なお、激変緩和のため、3年間現給保障を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準16%に対し、多摩市においても16%を支給。

（実施時期）平成28年4月1日より実施。

（参考）

	平成26年度 の支給 割合	平成27年度の支 給割合		平成28 年度の 支給割 合	平成29 年度の 支給割 合	平成30 年度の 支給割 合	令和元年 度の支給 割合	令和2 年度の 支給割 合	令和3 年度の 支給割 合	令和4 年度の 支給割 合	令和5 年度の 支給割 合	令和6 年度の 支給割 合
		4月1 日時点	遡及改 定後									
国基準による支給割合	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
多摩市の支給割合	15%	15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%

③ その他見直し内容

なし

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

1) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
多摩市	41.2 歳	301,257 円	416,897 円	366,786 円
東京都	42.5 歳	318,089 円	458,519 円	400,162 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	— 円
類似団体	42.1 歳	316,955 円	406,373 円	367,288 円

2) 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
多摩市	57.8 歳	17 人	319,300 円	391,847 円	377,229 円	－	－	－	－
うち 用 務 員	57.1 歳	11 人	329,700 円	405,718 円	390,509 円	他に分類されない運搬・荷役・包装等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.66
うちその他の技能労務職員	59.5 歳	4 人	312,200 円	371,475 円	369,450 円	廃棄物処理	47.7 歳	314,900 円	1.18
東京都	50.5 歳	1,211 人	286,976 円	388,004 円	353,700 円	－	－	－	－
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	－ 円	－	－	－	－
類似団体	53.0 歳	31 人	316,762 円	372,923 円	354,212 円	－	－	－	－

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
多摩市	－	－	－
うち 用 務 員	6,181,060 円	3,253,900 円	1.90
うちその他の技能労務職員	5,711,904 円	4,321,100 円	1.32

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		多摩市	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高 校 卒	160,100 円	160,100 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	157,500 円	157,500 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上～ 15年未満	経験年数15年以上～ 20年未満	経験年数20年以上～ 25年未満	経験年数25年以上～ 30年未満
一般行政職	大 学 卒	287,582 円	336,678 円	379,006 円	398,600 円
	高 校 卒	230,740 円	－ 円	－ 円	410,133 円
技能労務職	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

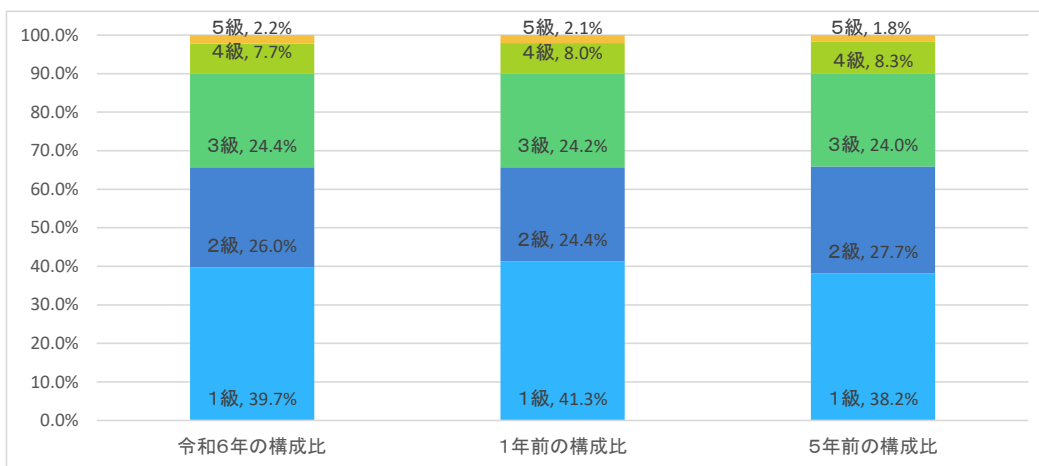
(注) 記載のない箇所は当該階層職員がいない、もしくは3人以下。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

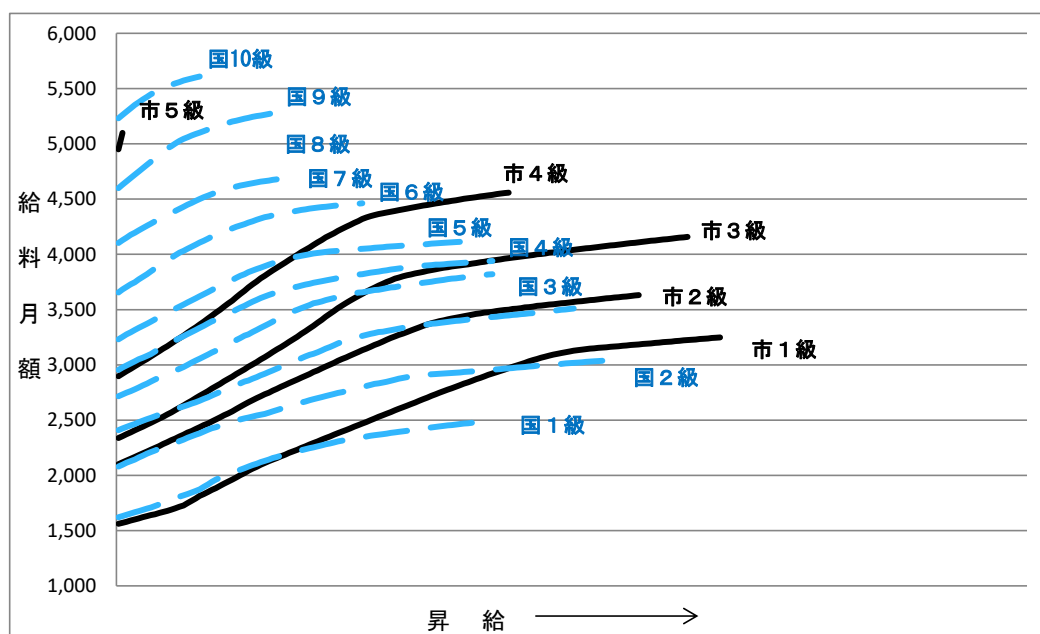
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
5 級	部長・参事	14人	2.2%	495,000円	509,900円
4 級	統括課長・課長・副参事	48人	7.7%	289,700円	455,800円
3 級	係長・主査	152人	24.4%	233,800円	415,800円
2 級	主任	162人	26.0%	210,100円	363,100円
1 級	主事	248人	39.7%	156,200円	324,800円

- (注) 1 多摩市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成27年に旧給料表の3級及び4級を統合し、6級制から5級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(2)昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（多摩市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職	
イ 人事評価を活用した	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

多摩市	東京都	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,744 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,907 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4 月分 2.25 月分 (1.35) 月分 (1.10) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4 月分 2.25 月分 (1.35) 月分 (1.10) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3 % ～ 20 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3 % ～ 20 % 管理職加算 15 % ～ 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 % ～ 20 % 管理職加算 10 % ～ 25 %

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（多摩市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

多摩市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.00 月分 23.00 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 30.50 月分 30.50 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 43.00 月分 43.00 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 43.00 月分 43.00 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）
(退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額 1,635 千円 20,557 千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職し以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。□

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度普通会計決算）		464,982	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度普通会計決算）		579,778	円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
2級地	16 %	802 人	16 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度普通会計決算）			981	千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（5年度普通会計決算）			29,718	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			4.2	%
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度実績）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫手当	保健師	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく防疫作業に従事した職員	0 千円	日額 1,000 円
行旅病人等取扱手当	福祉事務所職員	行旅病人の取扱いに従事した職員及び行旅死亡人、変死人等の取扱い作業に従事した職員	0 千円	1 件当たり1,000円 又は5,000円
指導手当	福祉事務所職員	福祉事務所に勤務する社会福祉主事である職員で生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法又は老人福祉法に定める業務を行い問題の相談、指導及び解決に従事した職員	981 千円	日額 150 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度普通会計決算）	316,204	千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度普通会計決算）	430	千円
支給実績（5年度普通会計決算）	327,603	千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度普通会計決算）	452	千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度普通会計決算)
扶養手当	配偶者 6,000 円/月 課長級配偶者 3,000 円/月 子 9,000 円/月 配偶者がいない子 9,000 円/月 特定期間の子 13,000 円/月 父母等 6,000 円/月	異なる	支給額	39,974 千円	183,367 円
住居手当	管理職者を除く 35歳未満賃貸世帯主等 15,000 円/月	異なる	支給対象者、支給対象区分、支給単価 支給限度27,000円	21,833 千円	159,365 円
通勤手当	・交通機関利用者は運賃相当額 ・自動車等利用者は通勤距離に応じた額	異なる	自動車等利用者の支給額	71,286 千円	102,275 円
管理職手当	部長 115,000 円/月 統括課長 106,500 円/月 課長 80,000 円/月	異なる	支給額	76,764 千円	1,066,167 円
宿日直手当	通常 12,000 円/回 年末年始 12,000 円/回	異なる	支給額	276 千円	92,000 円
管理職員特別勤務手当	5,000～18,000円/回	異なる	支給額	45 千円	45,000 円
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ		543 千円	67,875 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給料等の額×135/100	同じ		2,810 千円	22,846 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	955,400 円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,030,000 円 / 686,000 円
	副 市 長	835,000 円 (円)	880,000 円 / 680,000 円
	議 長	582,500 円 (円)	760,000 円 / 450,000 円
	副 議 長	531,700 円 (円)	670,000 円 / 400,000 円
報 酬	議 員	497,000 円 (円)	620,000 円 / 377,000 円
	市 長	(5年度支給割合)	
	副 市 長	4.65 月分	
	議 長	(5年度支給割合)	
退 職 手 当	副 議 長	4.10 月分	
	議 員		
	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	給料月額×400/100×在職年数 給料月額×300/100×在職年数	15,286,400 円 任期ごと 10,020,000 円 任期ごと
備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、令和6年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

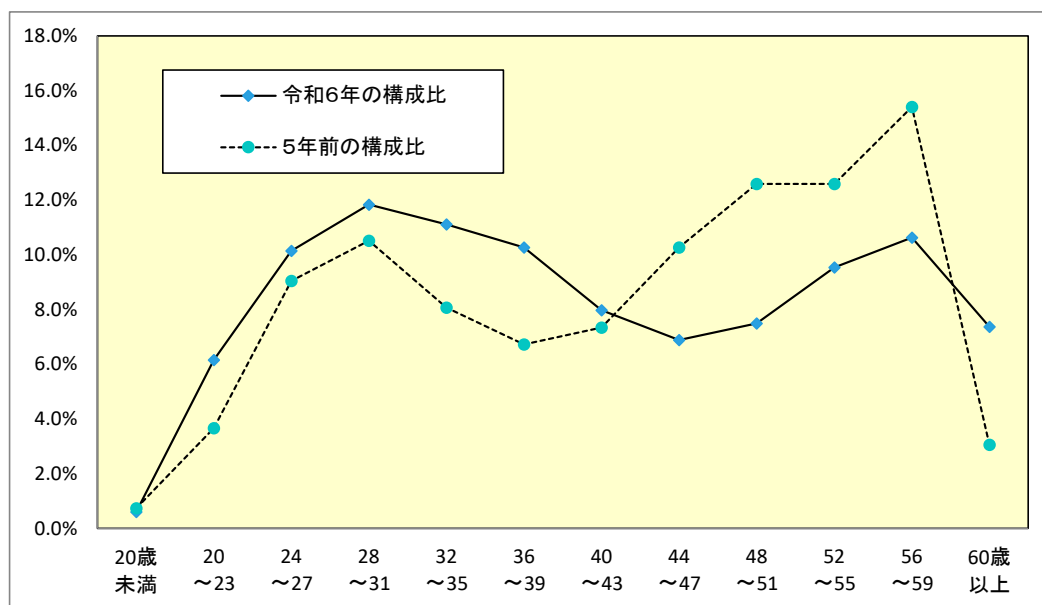
(各年4月1日現在)

分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	10	10	0	一時過員による増
		総 務	216	217	1	
		税 務	48	48	0	
		民 生	214	213	△ 1	組織改正等による減
		衛 生	61	59	△ 2	欠員・一時過員解消による減
		農林水産	4	4	0	業務増、育児休業対応による増
		商 工	10	12	2	
		土 木	77	77	0	
		計	640	640	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.31 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 48.35 人)
	教 育 部 門	135	127	△ 8	会計年度職員切り替えによる減	
小 計		775	767	△ 8	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.9 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 62.69 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	下 水 道	13	13	0	欠員、業務調整による減	
	そ の 他	53	48	△ 5		
	小 計		66	61	△ 5	
合 計			841	828	△ 13	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.03 人
			[870]	[870]	0	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数 (令和6年)	5人	51人	84人	98人	92人	85人	66人	57人	62人	79人	88人	61人	828人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）	
一般行政	657	654	655	640	640	△ 17	-2.6%
教 育	127	125	132	135	127	0	0.0%
普通会計	784	779	787	775	767	△ 17	-2.2%
公営企業等会計	65	64	68	66	61	△ 4	-6.2%
総合計	849	843	855	841	828	△ 21	-2.5%

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5 年度	千円 2,782,348	千円 442,338	千円 66,461	% 2.4	% 2.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費20,977千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 多摩市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5 年度	人 14	千円 46,396	千円 18,848	千円 22,194	千円 87,438	千円 6,246	千円 6,530

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員の給与費を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収
多摩市	38.7 歳	370,590 円	520,464 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

多 摩 市	多摩市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（5年度） 1,585 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,744 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.35) 月分 (1.1) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.35) 月分 (1.1) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3 % ～ 20 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3 % ～ 20 %

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

多 摩 市				多摩市（一般行政職）			
（支給率）	自己都合		勸奨・定年	（支給率）	自己都合		勸奨・定年
勤続20年	23.000	月分	23.000 月分	勤続20年	23.000	月分	23.000 月分
勤続25年	30.500	月分	30.500 月分	勤続25年	30.500	月分	30.500 月分
勤続35年	43.000	月分	43.000 月分	勤続35年	43.000	月分	43.000 月分
最高限度額	43.000	月分	43.000 月分	最高限度額	43.000	月分	43.000 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2％～20％加算） （退職時特別昇給）				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2％～20％加算）			
1人当たり平均支給額	0	千円	0 千円				

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			7,827 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			559,071 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
2級地	16 %	14 人	16 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		0		千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（5年度決算）		0		円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		0. 0		%
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度実績）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫手当	保健師	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく防疫作業に従事した職員	0 千円	日額 1, 000 円
行旅病人等取扱手当	福祉事務所職員	行旅病人の取扱いに従事した職員及び行旅死亡人、変死人等の取扱い作業に従事した職員	0 千円	1 件当たり1, 000円 又は5, 000円
指導手当	福祉事務所職員	福祉事務所に勤務する社会福祉主事である職員で生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法又は老人福祉法に定める業務を行い問題の相談、指導及び解決に従事した職員	0 千円	日額 150 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	5,319 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	355 千円
支給実績（5年度決算）	6,975 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	537 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,000 円/月 課長級配偶者 3,000 円/月 子 9,000 円/月 配偶者がいない子 9,000 円/月 特定期間の子 13,000 円/月 父母等 6,000 円/月	異なる	支給額	1,247 千円	207,705 円
住居手当	管理職者を除く 35歳未満賃貸世帯主等 15,000 円/月	異なる	支給対象者、支給対象 区分、支給単価 支給限度27,000円	360 千円	180,000 円
通勤手当	・交通機関利用者は運賃相当額 ・自動車等利用者は通勤距離に 応じた額	異なる	自動車等利用者の支給 額	1,134 千円	94,493 円
管理職手当	部長 115,000 円/月 統括課長 106,500 円/月 課長 80,000 円/月	異なる	支給額	1,278 千円	1,278,000 円
宿日直手当	通常 12,000 円/回 年末年始 12,000 円/回	異なる	支給額	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	5,000～18,000円/回	異なる	支給額	0 千円	0 円
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給料等の額×135/100	同じ		29 千円	0 円